

津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成21年12月3日

津市監査委員 岡 部 高 樹
津市監査委員 田 端 隆 登
津市監査委員 水 谷 友 紀 子
津市監査委員 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査の対象

1 監査対象部局等

監査対象部局等は、次のとおりである。

- (1) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (2) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、西部クリーンセンター、河芸美化センター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- (3) 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (4) 農業委員会事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 会計管理室
- (7) 都市計画部（都市計画課、開発指導室、都市整備課、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- (8) 健康福祉部（福祉政策課、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室、保健センター）
- (9) 建設部（建設政策課、事業調整室、建設維持課、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）

- (10) スポーツ・文化振興室（スポーツ振興課、文化振興課、リージョンプラザ）
- (11) 防災危機管理室（防災危機管理課）
- (12) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、地域振興室、広報室、財政課、市民税課、資産税課、収税課、財産管理課、検査課）
- (13) 商工観光部（産業政策振興課、商業労政振興課、観光振興課）
- (14) 市民部（市民交流課、国際・国内交流室、市民課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (15) 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- (16) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課）

第2 監査対象年度

監査対象年度は、原則として平成20年度の財務及び事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成21年4月13日から同年11月25日までである。

第4 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料及び関係諸帳簿を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 環境部

(1) 環境保全課

電気自動車（平成10年12月24日取得）について、バッテリー交換に相当の経費を要するため、自動車検査登録を一時抹消の上、保管したままとなっているが、当該自動車の保有の在り方を検討されたい。

(2) クリーンセンターおおたか

職員の労働安全について、平成19年4月に機器の点検作業中に職員の負傷事故が発生しているが、平成20年7月にもプラットホーム内で車両を誘導中に職員の負傷事故が発生していることから、安全対策の再構築を図り、職員の安全確保に万全を期されたい。

(3) 白銀環境清掃センター

平成20年度合併処理浄化槽等保守点検業務委託契約の締結時期について、当該契約は、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月までの3か月間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。

(4) 安芸・津衛生センター

ア 平成20年度自動ドア点検業務委託契約について

当該契約書で定める業務担当責任者届及び委託業務完成報告書に記載された契約金額が誤っていたため、同センターの職員が修正液を使用してこれを修正していたが、このような修正は妥当を欠くものであることから、適正に契約事務を執行されたい。

イ 平成20年度ダイオキシン類等測定分析業務委託契約について

当該契約の仕様書で定める委託業務完了報告書が受託者から提出されていなかったことから、仕様の徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。

(5) クリーンセンターくもず

ア 平成20年度し尿処理施設点検等業務委託契約について

当該契約の仕様書では、完成報告書に点検業務に係る保証書を添付することになっているが、受託者から提出された完成報告書には、当

該保証書が添付されていなかったことから、仕様の徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。

イ 平成20年度消防設備等点検業務委託契約について

当該契約の仕様書には、消火器の点検本数を15本と記載していたが、消防用設備等保守点検結果詳細報告書を見ると、19本の消火器について点検報告がされていたことから、仕様書の内容を精査の上、適正に契約事務を執行されたい。

2 農林水産部

(1) 農林水産政策課

地区農政推進協議会交付金について、平成19年度定期監査等結果報告において、当該交付金の精算措置（剰余金の返還）が行われないことの見直し及び効果の検証について所見を述べているが、市内12の地区農政推進協議会は平成19年度決算で総額約323万円の次年度繰越金が生じていたにもかかわらず、市は平成20年度も総額215万円の交付金を交付している。

さらに、平成20年度決算の状況を見ると、交付金の全額を次年度に繰り越している協議会のほか、交付金の使途として妥当を欠く支出がある協議会があった。

これらのことから、当該交付金の在り方について、早急に見直しを検討されたい。

(2) 水産振興室

ア 平成20年度資源管理型種苗養殖・放流事業補助金の執行について

当該補助金の実績報告書に添付された領収書を見たところ、購入した種苗の数量及び単価の記載がなく、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを確認し難いものであった。補助の適否を審査するに当たっては、津市行財政改革大綱の「補助金に係る交付指針」（以下「補助金交付指針」という。）の趣旨を踏まえ、充当経費を具体的に把握し、補助の効果についての説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

イ 白塚漁港海岸保全区域内における占用許可に係る占用料の徴収について

当該占用料の徴収については、海岸法第11条に基づくもので、三重県海岸占用料等徴収条例に定める占用料の額を準用して徴収してい

るが、地方自治法第228条第1項の趣旨を踏まえ、条例制定の必要性を検討されたい。

(3) 農業基盤整備課

ア 督促状の記載事項の是正について

平成20年度農業集落排水事業電算業務委託契約により納品された農業集落排水処理施設使用料に係る督促状には、滞納処分を行う場合があるとの記載事項があったが、当該使用料は、滞納処分を行うことができる「法律に定める使用料」（地方自治法第231条の3第3項）ではないと解することから、当該記載事項を是正されたい。

イ 平成20年度雲出井用水維持管理事業補助金の執行について

当該補助金の実績報告書を見たところ、充当経費の具体的な内容が明らかでなく、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを確認し難いものであった。補助の適否を審査するに当たっては、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、充当経費を具体的に把握し、補助の効果についての説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

3 都市計画部

(1) 交通政策課

津なぎさまち内旅客船ターミナルの指定管理について、平成20年度の指定管理委託料は約3,748万円で、指定管理業務に係る収入総額（約4,100万円）の91.4パーセントを占めているが、指定管理経費（約4,008万円）のうち、指定管理者が本市の承諾を得て特定の事業者にも再委託する駐車場警備業務費の総額は約2,080万円で、指定管理経費の51.9パーセントを占めている。当該業務の再委託は、同ターミナルに隣接し、指定管理者である事業者が経営する民間商業施設との一体的な業務の発注により経費節減を図ろうとするものであるが、当該業務の再委託に当たっては、指定管理経費の一層の節減が望まれることから、指定管理者の主体性を尊重しつつ、競争入札の導入について検討されるよう、指導・助言されたい。

4 健康福祉部

(1) 福祉政策課

本市が借り上げる津センターパレスの一部フロアについて、津市社会福祉協議会の本部及び津支部事務所の用途として同協議会に無償で使用させているが、同協議会による直接借上げなどを検討されたい。

(2) こども総合支援室

国のモデル事業である地域ICT利活用モデル構築事業について、平成20年度末日現在の子育て支援登録者数は597件（同室調べ）で、目標の1,000件に及ばず、ホームページ上の「子育て日記」を見ても、ほとんど更新されていない。

当該事業の予算計画を見ると、情報通信システム開発経費、機器類のリース経費など、平成19年度から平成23年度までの5か年で総額1億3,000万円以上の経費が見込まれる一方、その財源となる国庫委託費は平成21年度が最後となり、その後は市費が主な財源として見込まれることから、事業の実績を踏まえた費用対効果を十分に検証し、より効果的かつ効率的な事業の推進に取り組まれない。

(3) 援護課

ケースワーカーの配置数について、平成21年4月1日現在14人であり、社会福祉法第16条の規定に基づく標準数を下回っていることから、生活保護の実施に支障を来たさないよう、適正配置に向けて努められたい。

5 建設部

(1) 建設維持課

急傾斜地崩壊対策事業に係る分担金の徴収について、納入義務者への納入通知に際し、分担金決定処分に関する不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、行政不服審査法（異議申立期間については、地方自治法第229条第3項）及び行政事件訴訟法の定めるところにより、必要事項について教示されたい。

(2) 市営住宅課

ア 普通財産賃貸料の歳入科目について

高洲町地内の土地（普通財産）の賃貸料を行政財産使用料として収納しているが、当該賃貸料の歳入科目は財産貸付収入であることから、これを是正されたい。

イ 住宅新築資金等貸付金の未収金について

長期滞納者2人に対し法的措置を含めた納付指導を行ったところ、当該未収金が一括返還され、早期回収に効果的であったことから、今後とも法的措置を踏まえた積極的な滞納整理に努められたい。

(3) 津南工事事務所

平成20年度雲出井用水路維持管理負担金の執行について、事業実績の確認を書類審査の方法により行っているが、事業完了報告書等を見たところ、作業状況写真帳に実施日が記載されておらず、また、外部委託された業務に係る領収書の添付もなく、十分な書類審査を行っていないことから、雲出井土地改良区に対し、より詳細な報告を求めるなど適正な事務処理に努められたい。

6 スポーツ・文化振興室

(1) スポーツ振興課

津市民プールの施設管理業務委託契約について、コインロッカー使用料の集計表等が整備されておらず、日常業務等完了報告が提出されていないなどの不備が見られたので、受託者への指導等所要の是正措置を講じられたい。

7 政策財務部

(1) 広報室

広報津（平成21年1月1日号）の印刷について、校正誤りによる刷り直し費用を追加して支払っていたことから、校正業務の体制を見直されたい。

8 商工観光部

(1) 観光振興課

津市フィルムコミッション事業補助金について、映像制作の支援などを行う「ロケッ津」の活動経費を補助するもので、主な充当経費は、三重映画フェスティバルへの協賛金のほか、報償費、旅費等であり、当該団体の自主財源が一切充てられていない。

特に協賛金への充当は、補助金交付指針の趣旨に照らし、妥当ではないと解することから、当該補助金の在り方について、見直しを検討されたい。

9 市民部

(1) 国際・国内交流室

平成20年度ひさい国際交流協会事業補助金について、その事業費を補助の対象とするものであるが、実績報告書を見たところ、総会や理事会といった運営経費にも充当されており、補助金交付指針の趣旨に照らし、妥当ではないと解することから、当該補助金の在り方について、見直しを検討されたい。

(2) 市民課

ア 納入通知書の送付時期について

平成20年度の歳入として収納した行政財産使用料の納入通知書を平成21年4月2日付けで送付していたことから、今後は、歳入すべき年度内に送付されたい。

イ 切手受払簿の記帳について

平成20年12月に葉書を6,000枚購入しているが、切手受払簿に記帳していなかったことから、早急に記帳されたい。

10 水道局

(1) 水道総務課

行政財産の管理について、従来、河辺配水池敷地内において使用許可をすることなく電柱の支柱が設置され、平成20年12月に使用許可をしていたが、今後、適正な行政財産の管理に努められたい。

(2) 浄水課

自動車損害賠償責任保険の契約期間について、片田浄水場では原動機付自転車を3台所管しており、このうち2台の自賠責保険の契約期間が1年間となっていたが、経済性等の観点から、今後、複数年契約を検討されたい。